

所得制限額表

扶養人数	児童手当	特例給付	非受給
0人	630万円未満	630万～866万円未満	866万円以上
1人	668万円未満	668万～904万円未満	904万円以上
2人	706万円未満	706万～942万円未満	942万円以上
3人	744万円未満	744万～980万円未満	980万円以上
4人	782万円未満	782万～1,018万円未満	1,018万円以上

扶養人数が1人増すごとに38万円加算します。

請求者の所得です。（同世帯の方との合算はしません）

表中の所得額は、社会保険料一律控除分（8万円）が加算された額です。

複数の所得がある場合、合計の所得で算出します。

判定する所得額

給与所得の場合・・・給与所得控除後の額から10万円を控除した額

事業所得の場合・・・必要経費差引後の額

令和3年6月分以降は、給与所得または公的年金に係る所得について、該当の所得額の合計から10万円を控除した額で算定するよう変更になりました。